

日立市公共交通会議設置要綱の改正（案）について

1 改正理由

日立市地域公共交通計画の策定に伴い、計画目標の達成のために実施する施策（事業）の実施に関することについて、日立市公共交通会議において協議を行うため、当該要綱の文言を変更する。

2 改正内容

・第1条 目的

文中「日立市公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を「交通計画」に変更

・第4条 事業

（2）「形成計画」を「交通計画」に変更

（3）「形成計画」を「交通計画」に変更

・附則

「この要綱は、令和6年 月 日から施行する。（第1条（目的）、第4条（事業）に関する事項を日立市地域公共交通計画の策定に伴い改正）」の文言を追加